

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月26日
【中間会計期間】	第125期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
【会社名】	株式会社宮崎太陽銀行
【英訳名】	The Miyazaki Taiyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 黒 木 浩
【本店の所在の場所】	宮崎市広島2丁目1番31号
【電話番号】	(代表)(0985)24-2111
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 椎 原 聖
【最寄りの連絡場所】	宮崎市広島2丁目1番31号
【電話番号】	(代表)(0985)24-2111
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 椎 原 聖
【縦覧に供する場所】	株式会社宮崎太陽銀行鹿児島支店 (鹿児島市加治屋町14番8号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2023年度	2024年度
		(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2025年 4月1日 至2025年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)	(自2024年 4月1日 至2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	7,580	7,352	8,382	14,615	14,859
連結経常利益	百万円	1,395	1,235	924	2,457	1,887
親会社株主に帰属 する中間純利益	百万円	1,120	869	597	—	—
親会社株主に帰属 する当期純利益	百万円	—	—	—	1,763	1,332
連結中間包括利益	百万円	1,772	△346	2,830	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,415	△1,550
連結純資産額	百万円	43,384	46,309	47,566	46,843	44,922
連結総資産額	百万円	798,408	821,917	824,596	807,343	814,723
1株当たり純資産額	円	6,770.84	7,309.64	7,537.08	7,420.58	7,041.93
1株当たり 中間純利益金額	円	201.97	154.57	103.15	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	313.66	232.19
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益金額	円	102.93	89.30	59.84	—	—
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	177.36	134.99
自己資本比率	%	5.24	5.43	5.56	5.60	5.31
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△15,211	18,003	5,313	△16,785	8,596
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,168	△2,022	△11,241	△666	△665
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△186	△185	△188	△370	△370
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	68,758	83,295	68,945	67,499	75,061
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	625 [140]	613 [136]	600 [136]	605 [139]	590 [137]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第123期中	第124期中	第125期中	第123期	第124期
決算年月		2023年9月	2024年9月	2025年9月	2024年3月	2025年3月
経常収益	百万円	6,396	6,261	7,270	12,424	12,667
経常利益	百万円	1,330	1,166	867	2,315	1,767
中間純利益	百万円	1,116	862	592	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,740	1,320
資本金	百万円	8,752	8,752	8,752	8,752	8,752
発行済株式総数	千株	普通株式 5,342 第1回B種優 先株式 600	普通株式 5,342 第1回B種優 先株式 600	普通株式 5,342 第1回B種優 先株式 600	普通株式 5,342 第1回B種優 先株式 600	普通株式 5,342 第1回B種優 先株式 600
純資産額	百万円	40,987	43,370	44,604	43,860	41,928
総資産額	百万円	795,685	818,663	821,216	803,711	811,294
預金残高	百万円	750,968	765,985	767,207	754,754	762,338
貸出金残高	百万円	545,404	553,684	559,871	551,750	558,564
有価証券残高	百万円	163,139	165,931	176,099	165,710	161,752
1株当たり配当額	円	普通株式 25.00 第1回B種優 先株式 87.50	普通株式 25.00 第1回B種優 先株式 87.50	普通株式 25.00 第1回B種優 先株式 87.50	普通株式 50.00 第1回B種優 先株式 175.00	普通株式 50.00 第1回B種優 先株式 175.00
自己資本比率	%	5.15	5.29	5.43	5.45	5.16
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	611 [140]	599 [136]	587 [136]	592 [139]	577 [137]

(注) 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」に関して、重要な変動はなく、新たな発生はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における国内経済につきましては、企業収益は改善傾向にあり、設備投資は緩やかな増加傾向にあります。株高・円安が続く中、個人消費は物価上昇の影響などから消費者マインドに弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しております。消費者物価は、賃金上昇の販売価格への転嫁の動きが続くもとで、米などの食料品価格上昇の影響等から、緩やかに上昇が続いております。海外経済におきましては、保護主義と分断化が拡大する状況に適応する中で、各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いております。また、ウクライナや中東等を巡る地政学的な要因により、海外経済への下押し圧力が高まる可能性があります。

当行の営業管内につきましては、観光客の回復により一部明るい兆しは見られるものの、物価上昇が今後の消費活動を含め、景気回復に大きな影響をあたえるものと思われます。

このような経済環境の中で、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

(経営成績)

① 経常収益

貸出金利息の増加を主因に資金運用収益が増収となったことに加えて、株式等売却益の増加により、その他経常収益が増収となったことから、前中間連結会計期間比1,030百万円（14.0%）増収の8,382百万円となりました。

② 経常費用

預金利息の増加により資金調達費用が増加したことに加えて、与信費用の増加によりその他経常費用が増加したことから、前中間連結会計期間比1,341百万円（21.9%）増加の7,457百万円となりました。

③ 経常利益、親会社株主に帰属する中間純利益

上記の結果、経常利益は、前中間連結会計期間比311百万円（25.2%）減益の924百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、前中間連結会計期間比271百万円（31.2%）減益の597百万円となりました。

(財政状態)

① 預金

預金は、法人等預金の増加により、前連結会計年度末比48億円（0.6%）増加して、7,669億円となりました。

② 貸出金

貸出金は、中小規模事業者向け貸出金の増加を主因に、前連結会計年度末比13億円（0.2%）増加して、5,555億円となりました。

③ 有価証券

有価証券は、国債等の増加を主因に、前連結会計年度末比143億円（8.8%）増加して、1,760億円となりました。

・セグメントの状況

① 銀行業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、7,270百万円となりました。一方、経常費用は6,402百万円となりました。この結果、経常利益は867百万円となりました。

② リース・保証等事業

経常収益は、外部顧客に対する経常収益を主因に、1,271百万円となりました。一方、経常費用は1,219百万円となりました。この結果、経常利益は51百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比6,115百万円減少して、68,945百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金は増加したものの、預金が増加したことを主因に、5,313百万円の収入超となりました。前中間連結会計期間比では、12,689百万円の収入減となります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却や償還による収入が増加したものの、有価証券の取得による支出も増加したことから、11,241百万円の支出超となりました。前中間連結会計期間比では、9,218百万円の支出増となります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払いを主因に、188百万円の支出超となりました。前中間連結会計期間比では、2百万円の支出増となります。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。また、事業上及び財務上の対処すべき課題についても、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の業務収支は、全体で5,046百万円となりました。その内訳は資金運用収支が5,072百万円、役務取引等収支が△51百万円、その他業務収支が26百万円となっております。

このうち主となる資金運用収支では、貸出金利息を中心とする資金運用収益は5,747百万円(うち国内業務部門5,693百万円)、預金利息を中心とする資金調達費用は675百万円(うち国内業務部門675百万円)となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	4,844	63	—	4,908
	当中間連結会計期間	5,018	53	—	5,072
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	4,968	66	△2	5,032
	当中間連結会計期間	5,693	66	△12	5,747
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	123	2	△2	123
	当中間連結会計期間	675	12	△12	675
役務取引等収支	前中間連結会計期間	△71	1	—	△70
	当中間連結会計期間	△52	0	—	△51
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	823	2	—	825
	当中間連結会計期間	850	1	—	851
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	895	0	—	896
	当中間連結会計期間	903	0	—	903
その他業務収支	前中間連結会計期間	82	9	—	92
	当中間連結会計期間	25	0	—	26
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1,104	9	—	1,113
	当中間連結会計期間	1,137	0	—	1,138
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	1,021	—	—	1,021
	当中間連結会計期間	1,112	—	—	1,112

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行及び子会社の円建取引であります。

3 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。

4 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務を中心に851百万円となりました。

一方、役務取引等費用は保証業務を中心に903百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	823	2	—	825
	当中間連結会計期間	850	1	—	851
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	396	—	—	396
	当中間連結会計期間	383	—	—	383
うち為替業務	前中間連結会計期間	229	2	—	231
	当中間連結会計期間	239	1	—	240
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	138	—	—	138
	当中間連結会計期間	139	—	—	139
うち代理業務	前中間連結会計期間	39	—	—	39
	当中間連結会計期間	52	—	—	52
うち保証業務	前中間連結会計期間	2	—	—	2
	当中間連結会計期間	1	—	—	1
役務取引等費用	前中間連結会計期間	895	0	—	896
	当中間連結会計期間	903	0	—	903
うち為替業務	前中間連結会計期間	32	0	—	33
	当中間連結会計期間	32	0	—	32
うち保証業務	前中間連結会計期間	790	—	—	790
	当中間連結会計期間	795	—	—	795

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	765,497	238	—	765,736
	当中間連結会計期間	766,709	249	—	766,958
うち流動性預金	前中間連結会計期間	532,427	—	—	532,427
	当中間連結会計期間	538,422	—	—	538,422
うち定期性預金	前中間連結会計期間	229,403	—	—	229,403
	当中間連結会計期間	223,648	—	—	223,648
うちその他	前中間連結会計期間	3,666	238	—	3,905
	当中間連結会計期間	4,638	249	—	4,887
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	765,497	238	—	765,736
	当中間連結会計期間	766,709	249	—	766,958

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	549,253	100.00	555,567	100.00
製造業	24,032	4.38	23,598	4.25
農業、林業	7,807	1.42	7,377	1.33
漁業	1,111	0.20	873	0.16
鉱業、採石業、砂利採取業	302	0.06	239	0.04
建設業	31,050	5.65	31,437	5.66
電気・ガス・熱供給・水道業	23,226	4.23	21,026	3.78
情報通信業	2,331	0.42	2,380	0.43
運輸業、郵便業	16,632	3.03	15,959	2.87
卸売業、小売業	39,212	7.14	39,223	7.06
金融業、保険業	5,450	0.99	4,406	0.79
不動産業、物品賃貸業	104,139	18.96	113,046	20.35
各種サービス業	84,858	15.45	83,607	15.05
地方公共団体	60,318	10.98	61,598	11.09
その他	148,776	27.09	150,787	27.14
国際業務部門及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	549,253	—	555,567	—

(注) 1 当行グループの営業拠点は全て国内のみであります。従って当行の海外店及び海外に本店を有する子会社はありません。

2 国内業務部門とは当行の国内部門及び子会社であります。

3 国際業務部門とは当行の国際部門であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率(2／3)	8.42
2. 連結における自己資本の額	373
3. リスク・アセットの額	4,429
4. 連結総所要自己資本額	177

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 自己資本比率(2／3)	8.47
2. 単体における自己資本の額	371
3. リスク・アセットの額	4,382
4. 単体総所要自己資本額	175

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 2 危険債権
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
- 3 要管理債権
- 要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
- 4 正常債権
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	27	25
危険債権	31	38
要管理債権	45	64
正常債権	5,440	5,477

- 3 【重要な契約等】
- 該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	21,000,000
B種優先株式	2,000,000
計	21,000,000

(注) 計の欄には、定款で規定されている発行可能株式総数を記載しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2025年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,342,444	5,342,444	福岡証券取引所	(注) 1
第1回B種優先株式	600,000	600,000	非上場	(注) 2
計	5,942,444	5,942,444	—	—

(注) 1 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は、100株であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

2 単元株式数は、100株であり、議決権はありません。また、第1回B種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) 第1回B種優先配当金

① 第1回B種優先配当金

当行は定款第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回B種優先株式を有する株主(以下「第1回B種優先株主」という。))または第1回B種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回B種優先登録株式質権者」という。))に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。))および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。))に先立ち、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1回B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。))に年率1.75%を乗じて算出した額の金銭(2022年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は、年率1.75%に基づき払込期日(同日を含む。))から2022年3月31日(同日を含む。))までの間の日数につき1年を365日とする日割計算により算出される額とし、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)(以下「第1回B種優先配当金」という。))の配当をする。また、当該基準日の属する事業年度において第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定める第1回B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額が第1回B種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対しては、第1回B種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続のなかで行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第1回B種優先中間配当金

当行は、定款第36条に定める中間配当をするときには、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第1回B種優先中間配当金」という。))を支払う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1回B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過第1回B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過第1回B種優先配当金相当額

第1回B種優先株式1株当たりの経過第1回B種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1回B種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1回B種優先株主または第1回B種優先登録株式質権者に対して第1回B種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第1回B種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(5) 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においても、第1回B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、2029年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1回B種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第1回B種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第1回B種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1回B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第1回B種優先株式の取得と引換えに、第1回B種優先株式1株につき、第1回B種優先株式の払込金額相当額(ただし、第1回B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第1回B種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過第1回B種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1回B種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2032年4月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日に残存する第1回B種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかる第1回B種優先株式を取得するのと引換えに、第1回B種優先株主に対し、その有する第1回B種優先株式数に第1回B種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1回B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の証券会員制法人福岡証券取引所(以下「福岡証券取引所」という。)における当行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が475円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記③による調整を受ける。)とする。

③ 下限取得価額の調整

イ. 第1回B種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ、(i)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額を

もって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。))または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。))が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。))が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ. に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)並びに下記ハ. (iv)において同じ。))をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。))に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ. またはロ. と類似する希薄化防止のための調整を除く。))が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。))における修正後の価額(以下「修正価額」という。))が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ. に定義する。))が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。))を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ.

(i) 下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日まで(当該適用する日の前日を含む。))の直近5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該適用する日の前日が取引日ではない場合は、当該適用する日の前日の直前の取引日までの5連続取引日とする。))の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本③に準じて調整する。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。))の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。))に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. お

よびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

- (iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

① 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1回B種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1回B種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 譲渡制限

第1回B種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	5,942	—	8,752	—	7,344

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	298	5.07
宮崎太陽銀行従業員持株会	宮崎市広島2丁目1番31号	288	4.90
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東4丁目3番5号	236	4.00
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	188	3.20
株式会社大成住宅	宮崎市宮田町2番25号	163	2.77
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名2丁目12番1号	149	2.54
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	130	2.22
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	128	2.17
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	127	2.15
大和冷機工業株式会社	大阪市天王寺区小橋町3番13号	125	2.12
計	—	1,835	31.18

(注) 野村證券株式会社他1社から2025年6月20日付で大量保有報告書により以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当行として2025年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、その大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等保有 割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	355	5.99
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	0	0.00

② 所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	2,985	5.68
宮崎太陽銀行従業員持株会	宮崎市広島2丁目1番31号	2,884	5.48
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	1,886	3.58
株式会社大成住宅	宮崎市宮田町2番25号	1,632	3.10
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名2丁目12番1号	1,398	2.66
株式会社宮崎銀行	宮崎市橘通東4丁目3番5号	1,360	2.58
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	1,281	2.43
大和冷機工業株式会社	大阪市天王寺区小橋町3番13号	1,250	2.37
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	1,224	2.32
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	1,208	2.29
計	—	17,108	32.55

(注) 上記① 所有株式数別に記載している株式会社宮崎銀行所有のうち100千株、株式会社福岡中央銀行及び株式会社南日本銀行、株式会社豊和銀行所有のうち10千株は、第1回B種優先株式であり、議決権を有しておりません。なお、第1回B種優先株式の内容については、「1 株式等の状況(1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回B種優先株式 600,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 56,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,254,400	52,544	—
単元未満株式	普通株式 31,744	—	一単元(100株)未満の株式(注) 2
発行済株式総数	5,942,444	—	—
総株主の議決権	—	52,544	—

(注) 1 第1回B種優先株式の内容については「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式37株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	56,300	—	56,300	0.94
計	—	56,300	—	56,300	0.94

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 75,189	※4 69,068
有価証券	※1,※2,※4 161,703	※1,※2,※4 176,050
貸出金	※2,※3,※4,※5 554,169	※2,※3,※4,※5 555,567
外国為替	※2 285	※2 263
リース債権及びリース投資資産	5,339	5,175
その他資産	※2,※4 1,629	※2,※4 1,825
有形固定資産	※6,※7 13,162	※6,※7 13,287
無形固定資産	171	214
退職給付に係る資産	5,254	5,382
繰延税金資産	10	12
支払承諾見返	※2 271	※2 210
貸倒引当金	△2,464	△2,461
資産の部合計	814,723	824,596
負債の部		
預金	※4 762,100	※4 766,958
その他負債	5,046	6,510
退職給付に係る負債	5	5
睡眠預金払戻損失引当金	318	302
偶発損失引当金	76	98
繰延税金負債	1,160	2,122
再評価に係る繰延税金負債	※6 822	※6 822
支払承諾	271	210
負債の部合計	769,801	777,029
純資産の部		
資本金	8,752	8,752
資本剰余金	7,411	7,411
利益剰余金	22,344	22,750
自己株式	△165	△166
株主資本合計	38,342	38,749
その他有価証券評価差額金	2,511	4,779
土地再評価差額金	※6 1,253	※6 1,259
退職給付に係る調整累計額	1,167	1,102
その他の包括利益累計額合計	4,932	7,140
非支配株主持分	1,646	1,676
純資産の部合計	44,922	47,566
負債及び純資産の部合計	814,723	824,596

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	7,352	8,382
資金運用収益	5,032	5,747
(うち貸出金利息)	4,135	4,622
(うち有価証券利息配当金)	810	959
役務取引等収益	825	851
その他業務収益	1,113	1,138
その他経常収益	※1 380	※1 644
経常費用	6,116	7,457
資金調達費用	123	675
(うち預金利息)	123	675
役務取引等費用	896	903
その他業務費用	1,021	1,112
営業経費	※2 3,816	※2 4,058
その他経常費用	※3 258	※3 707
経常利益	1,235	924
特別利益	19	—
固定資産処分益	19	—
特別損失	8	5
固定資産処分損	8	5
税金等調整前中間純利益	1,247	918
法人税、住民税及び事業税	337	332
法人税等調整額	△17	△43
法人税等合計	320	289
中間純利益	926	628
非支配株主に帰属する中間純利益	56	31
親会社株主に帰属する中間純利益	869	597

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	926	628
その他の包括利益	△1,273	2,202
其他有価証券評価差額金	△1,166	2,267
退職給付に係る調整額	△106	△65
中間包括利益	△346	2,830
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△403	2,799
非支配株主に係る中間包括利益	56	31

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,752	7,411	21,392	△165	37,392
当中間期変動額					
剰余金の配当			△184		△184
親会社株主に帰属する中間純利益			869		869
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△11		△11
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			673	△0	672
当中間期末残高	8,752	7,411	22,065	△165	38,064

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,369	1,264	1,253	7,888	1,562	46,843
当中間期変動額						
剰余金の配当						△184
親会社株主に帰属する中間純利益						869
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△11
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,166	11	△106	△1,261	55	△1,205
当中間期変動額合計	△1,166	11	△106	△1,261	55	△533
当中間期末残高	4,203	1,276	1,147	6,627	1,618	46,309

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,752	7,411	22,344	△165	38,342
当中間期変動額					
剰余金の配当			△184		△184
親会社株主に帰属する中間純利益			597		597
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△6		△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計			406	△0	406
当中間期末残高	8,752	7,411	22,750	△166	38,749

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,511	1,253	1,167	4,932	1,646	44,922
当中間期変動額						
剰余金の配当						△184
親会社株主に帰属する中間純利益						597
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△6
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,267	6	△65	2,208	29	2,238
当中間期変動額合計	2,267	6	△65	2,208	29	2,644
当中間期末残高	4,779	1,259	1,102	7,140	1,676	47,566

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,247	918
減価償却費	248	281
貸倒引当金の増減 (△)	136	△2
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△113	△128
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	0	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△15	△16
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	5	22
資金運用収益	△5,032	△5,747
資金調達費用	123	675
有価証券関係損益 (△)	△312	△439
為替差損益 (△は益)	△9	△0
固定資産処分損益 (△は益)	△11	5
貸出金の純増 (△) 減	△1,587	△1,398
預金の純増減 (△)	11,208	4,857
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△7	—
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	40	5
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△27	22
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△30	164
資金運用による収入	5,200	5,815
資金調達による支出	△78	△499
その他	7,200	1,116
小計	18,186	5,652
法人税等の支払額	△183	△338
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,003	5,313
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△7,857	△20,124
有価証券の売却による収入	1,304	2,146
有価証券の償還による収入	4,794	7,190
有形固定資産の取得による支出	△383	△379
無形固定資産の取得による支出	△23	△78
有形固定資産の売却による収入	143	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,022	△11,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△183	△186
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△185	△188
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	15,795	△6,115
現金及び現金同等物の期首残高	67,499	75,061
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 83,295	※1 68,945

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

(株)宮崎太陽リース

(株)宮崎太陽キャピタル

(2) 非連結子会社

みやざき未来応援2号ファンド投資事業有限責任組合

みやざき未来応援3号ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

みやざき未来応援2号ファンド投資事業有限責任組合

みやざき未来応援3号ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社出資金については、移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：15年～50年

その他：5年～6年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,691百万円(前連結会計年度末は3,131百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が2008年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

当行及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
出資金	830百万円	806百万円

- ※ 2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,284百万円	2,538百万円
危険債権額	3,887百万円	3,791百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	6,563百万円	6,416百万円
合計額	12,736百万円	12,746百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※ 3 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	485百万円	389百万円

- ※ 4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	28,887百万円	24,552百万円
貸出金	17,453百万円	16,554百万円
計	46,340百万円	41,107百万円

担保資産に対応する債務

預金	382百万円	544百万円
----	--------	--------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
預け金	0百万円	0百万円
有価証券	4,907百万円	4,921百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
保証金	101百万円	101百万円

- ※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	43,807百万円	43,215百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	43,789百万円	43,163百万円
うち契約残存期間が1年超のもの	18百万円	52百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※6 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
	2,338百万円	2,338百万円

- ※7 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	9,115百万円	9,242百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	347百万円	606百万円

※ 2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	1,876百万円	1,927百万円

※ 3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	199百万円	573百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,342	—	—	5,342	
第1回B種優先株式	600	—	—	600	
合計	5,942	—	—	5,942	
自己株式					
普通株式	56	0	—	56	(注)
合計	56	0	—	56	

(注) 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	132	25.00	2024年3月31日	2024年6月26日
2024年6月25日 定時株主総会	第1回B種 優先株式	52	87.50	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月11日 取締役会	普通株式	132	利益剰余金	25.00	2024年9月30日	2024年12月2日
	第1回B種 優先株式	52	利益剰余金	87.50	2024年9月30日	2024年12月2日

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結 会計期間 増加株式数	当中間連結 会計期間 減少株式数	当中間連結 会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,342	—	—	5,342	
第1回B種優先株式	600	—	—	600	
合計	5,942	—	—	5,942	
自己株式					
普通株式	56	0	—	56	(注)
合計	56	0	—	56	

(注) 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	132	25.00	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年6月26日 定時株主総会	第1回B種 優先株式	52	87.50	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	132	利益剰余金	25.00	2025年9月30日	2025年12月1日
	第1回B種 優先株式	52	利益剰余金	87.50	2025年9月30日	2025年12月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預け金勘定	83,421百万円	69,068百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△126百万円	△122百万円
現金及び現金同等物	83,295百万円	68,945百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

該当事項はありません。

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
リース料債権部分の金額	5,894	5,712
見積残存価額部分の金額	1	1
受取利息相当額	557	540

リース料債権部分の金額の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1年以内	1,870	1,874
1年超2年以内	1,553	1,550
2年超3年以内	1,178	1,101
3年超4年以内	771	723
4年超5年以内	374	334
5年超	127	109

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	500	402	△97
その他有価証券(※1)	158,781	158,781	—
(2) 貸出金	554,169		
貸倒引当金(※2)	△2,411		
	551,757	553,415	1,657
(3) リース債権及びリース投資資産	5,339	5,713	374
資産計	716,379	718,313	1,933
(1) 預金	762,100	762,377	277
負債計	762,100	762,377	277
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24—9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券(※1)			
満期保有目的の債券	500	413	△86
その他有価証券	173,143	173,143	—
(2) 貸出金	555,567		
貸倒引当金(※2)	△2,418		
	553,148	552,316	△832
(3) リース債権及びリース投資資産	5,175	5,521	345
資産計	731,967	731,394	△573
(1) 預金	766,958	767,330	372
負債計	766,958	767,330	372
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

- (※1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
① 非上場株式(※1)(※2)	1,323	1,323
② 組合出資金(※3)	1,098	1,083
合計	2,421	2,407

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理は行っておりません。
- (※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価: 観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	45,922	111,674	—	157,596
国債	21,979	—	—	21,979
地方債	—	24,944	—	24,944
社債	—	64,970	—	64,970
株式	17,911	211	—	18,123
外国証券	—	13,106	—	13,106
その他	6,031	8,441	—	14,472
合計	45,922	111,674	—	157,596

- (※) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,185百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち連 結貸借 対照表 に お い て る 保 有 す る 投 資 信 託 の 評 価 損 益
	損益に計上	その他の包 括利益に計 上(*1)					
1,163	—	22	△0	—	—	1,185	—

(*1)連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	49,621	122,326	—	171,948
国債	23,710	—	—	23,710
地方債	—	35,902	—	35,902
社債	—	64,823	—	64,823
株式	19,054	198	—	19,253
外国証券	—	12,825	—	12,825
その他	6,857	8,576	—	15,433
合計	49,621	122,326	—	171,948

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は1,195百万円であります。

第24－9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価額を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価額を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち中 間連 結貸 借対 照表 に お い て る 保 有 す る 投 資 信 託 の 評 価 損 益
	損益に計上	その他の包 括利益に計 上(*1)					
1,185	—	10	△0	—	—	1,195	—

(*1)中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	402	—	402
外国証券	—	402	—	402
貸出金	—	—	553,415	553,415
リース債権及びリース投資資産	—	—	5,713	5,713
資産計	—	402	559,129	559,531
預金	—	762,377	—	762,377
負債計	—	762,377	—	762,377

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	—	413	—	413
外国証券	—	413	—	413
貸出金	—	—	552,316	552,316
リース債権及びリース投資資産	—	—	5,521	5,521
資産計	—	413	557,838	558,251
預金	—	767,330	—	767,330
負債計	—	767,330	—	767,330

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

(1) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

(3) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、各リース債権及びリース投資資産の元利金キャッシュ・フローを一定の期間ごとにまとめ、その期間ごとのキャッシュ・フロー額を、当該期間のリスク・フリー・レートに貸倒実績率に基づいた信用リスク要因を上乗せした利率で割り引いた現在価値を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	—	—	—
	外国証券	500	402	△97
	小計	500	402	△97
合計		500	402	△97

当中間連結会計期間(2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	社債	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	社債	—	—	—
	外国証券	500	413	△86
	小計	500	413	△86
合計		500	413	△86

2 その他有価証券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	15,324	5,473	9,850
	債券	546	546	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	546	546	0
	外国証券	300	300	0
	その他	8,134	6,954	1,180
	小計	24,305	13,274	11,031
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	2,798	3,272	△474
	債券	111,347	116,891	△5,543
	国債	21,979	23,580	△1,600
	地方債	24,944	26,238	△1,294
	社債	64,423	67,072	△2,648
	外国証券	12,806	13,097	△290
	その他	7,523	8,666	△1,143
	小計	134,475	141,927	△7,451
合計		158,781	155,201	3,580

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	17,821	5,712	12,108
	債券	139	139	0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	139	139	0
	外国証券	—	—	—
	その他	11,927	9,877	2,050
	小計	29,888	15,728	14,159
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	1,431	1,648	△216
	債券	124,296	130,342	△6,045
	国債	23,710	25,407	△1,697
	地方債	35,902	37,304	△1,402
	社債	64,684	67,630	△2,946
	外国証券	12,825	13,097	△272
	その他	4,700	5,437	△736
	小計	143,254	150,526	△7,271
合計		173,143	166,255	6,888

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて50%以上下落したものを全てとすることに加え、同30%以上50%未満のものは格付け機関の格付け等を基に「著しい下落」の判断を行っております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	3,580
その他有価証券	3,580
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	1,068
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,511
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	2,511

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	6,888
その他有価証券	6,888
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,109
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,779
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,779

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
期首残高	9百万円	9百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	－百万円
時の経過による調整額	－百万円	－百万円
資産除去債務の履行による減少額	－百万円	－百万円
期末残高	9百万円	9百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	銀行業	リース・ 保証等 事業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	387	—	387	—	387
為替業務	231	—	231	—	231
証券関係業務	138	—	138	—	138
代理業務	39	—	39	—	39
保証業務	1	1	2	—	2
その他	16	—	16	—	16
その他経常収益					
その他	25	—	25	—	25
顧客との契約から生じる 経常収益	840	1	842	—	842
上記以外の経常収益	5,399	1,098	6,498	11	6,510
外部顧客に対する経常収益	6,240	1,100	7,340	11	7,352

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業であります。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	銀行業	リース・ 保証等 事業	計		
役務取引等収益					
預金・貸出業務	374	—	374	—	374
為替業務	240	—	240	—	240
証券関係業務	139	—	139	—	139
代理業務	52	—	52	—	52
保証業務	0	1	1	—	1
その他	34	—	34	—	34
その他経常収益					
その他	21	—	21	—	21
顧客との契約から生じる 経常収益	863	1	864	—	864
上記以外の経常収益	6,375	1,131	7,506	11	7,517
外部顧客に対する経常収益	7,238	1,132	8,370	11	8,382

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、ベンチャーキャピタル事業であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業を中心にリース・保証等事業などの金融サービスの提供を事業活動として展開しており、「銀行業」、「リース・保証等事業」を報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

また、セグメント内の内部経常収益は、一般的な取引と同様の取引条件に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース・ 保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,240	1,100	7,340	11	7,352	—	7,352
セグメント間の内部経常収益	20	130	150	0	150	△150	—
計	6,261	1,230	7,491	11	7,503	△150	7,352
セグメント利益	1,166	68	1,234	0	1,235	△0	1,235
セグメント資産	818,663	6,436	825,099	150	825,250	△3,332	821,917
セグメント負債	775,292	4,654	779,947	2	779,949	△4,341	775,607
その他の項目							
減価償却費	228	0	229	0	229	19	248
資金運用収益	5,043	4	5,048	0	5,048	△15	5,032
資金調達費用	123	15	139	—	139	△15	123
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	388	0	388	—	388	—	388

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、主にベンチャーキャピタル事業であります。

3 調整額は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース・ 保証等事業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	7,238	1,132	8,370	11	8,382	—	8,382
セグメント間の内部経常収益	31	138	170	0	171	△171	—
計	7,270	1,271	8,541	11	8,553	△171	8,382
セグメント利益	867	51	919	2	922	2	924
セグメント資産	821,216	6,434	827,651	155	827,806	△3,209	824,596
セグメント負債	776,612	4,587	781,200	2	781,202	△4,172	777,029
その他の項目							
減価償却費	254	3	257	0	257	23	281
資金運用収益	5,771	3	5,775	0	5,775	△27	5,747
資金調達費用	675	26	702	—	702	△27	675
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	1,018	17	1,035	—	1,035	—	1,035

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、主にベンチャーキャピタル事業であります。

3 調整額は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に 対する経常収益	4,135	1,157	1,100	958	7,352

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益のみでありますので、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に 対する経常収益	4,622	1,566	1,132	1,060	8,382

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益のみでありますので、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	7,041円 93銭	7,537円 08銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	44,922	47,566
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	7,699	7,729
うち優先株式	百万円	6,000	6,000
うち優先株式に係る配当額	百万円	52	52
うち非支配株主持分	百万円	1,646	1,676
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	37,222	39,837
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数	千株	5,285	5,285

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	154.57	103.15
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	869	597
普通株主に帰属しない金額	百万円	52	52
うち中間優先配当額	百万円	52	52
普通株式に係る親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	817	545
普通株式の期中平均株式数	千株	5,286	5,285
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	89.30	59.84
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	52	52
うち優先株式に係る金額	百万円	52	52
普通株式増加数	千株	4,451	4,702
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当中間会計期間 (2025年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 75,181	※4 69,064
有価証券	※1,※2,※4 161,752	※1,※2,※4 176,099
貸出金	※2,※3,※4,※5 558,564	※2,※3,※4,※5 559,871
外国為替	※2 285	※2 263
その他資産	※2,※4 931	※2,※4 1,041
有形固定資産	13,010	13,120
無形固定資産	169	199
前払年金費用	3,553	3,777
支払承諾見返	※2 271	※2 210
貸倒引当金	△2,424	△2,431
資産の部合計	811,294	821,216
負債の部		
預金	※4 762,338	※4 767,207
その他負債	4,958	6,402
未払法人税等	319	291
その他の負債	4,451	5,937
リース債務	177	163
資産除去債務	9	9
睡眠預金払戻損失引当金	318	302
偶発損失引当金	76	98
繰延税金負債	579	1,569
再評価に係る繰延税金負債	822	822
支払承諾	271	210
負債の部合計	769,366	776,612
純資産の部		
資本金	8,752	8,752
資本剰余金	7,344	7,344
資本準備金	7,344	7,344
利益剰余金	22,229	22,631
利益準備金	1,262	1,299
その他利益剰余金	20,967	21,331
繰越利益剰余金	20,967	21,331
自己株式	△163	△163
株主資本合計	38,163	38,565
その他有価証券評価差額金	2,511	4,779
土地再評価差額金	1,253	1,259
評価・換算差額等合計	3,764	6,038
純資産の部合計	41,928	44,604
負債及び純資産の部合計	811,294	821,216

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	6,261	7,270
資金運用収益	5,043	5,771
(うち貸出金利息)	4,150	4,649
(うち有価証券利息配当金)	806	956
役務取引等収益	827	852
その他業務収益	9	1
その他経常収益	※1 380	※1 645
経常費用	5,094	6,402
資金調達費用	123	675
(うち預金利息)	123	675
役務取引等費用	896	904
その他業務費用	19	84
営業経費	※2 3,775	※2 4,020
その他経常費用	※3 279	※3 717
経常利益	1,166	867
特別利益	19	—
特別損失	8	5
税引前中間純利益	1,177	862
法人税、住民税及び事業税	336	313
法人税等調整額	△20	△43
法人税等合計	315	269
中間純利益	862	592

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,752	7,344	7,344	1,188	20,102	21,290
当中間期変動額						
利益準備金の積立				36	△36	－
剰余金の配当					△184	△184
中間純利益					862	862
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					△11	△11
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計				36	628	665
当中間期末残高	8,752	7,344	7,344	1,225	20,730	21,956

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△162	37,225	5,369	1,264	6,634	43,860
当中間期変動額						
利益準備金の積立		－				－
剰余金の配当		△184				△184
中間純利益		862				862
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△11				△11
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△1,166	11	△1,154	△1,154
当中間期変動額合計	△0	664	△1,166	11	△1,154	△489
当中間期末残高	△163	37,890	4,203	1,276	5,479	43,370

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	8,752	7,344	7,344	1,262	20,967	22,229
当中間期変動額						
利益準備金の積立				36	△36	—
剰余金の配当					△184	△184
中間純利益					592	592
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					△6	△6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計				36	364	401
当中間期末残高	8,752	7,344	7,344	1,299	21,331	22,631

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△163	38,163	2,511	1,253	3,764	41,928
当中間期変動額						
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△184				△184
中間純利益		592				592
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△6				△6
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			2,267	6	2,274	2,274
当中間期変動額合計	△0	401	2,267	6	2,274	2,675
当中間期末残高	△163	38,565	4,779	1,259	6,038	44,604

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,691百万円(前事業年度末は3,131百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。顧客との契約から生じる収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1 関係会社の株式又は出資額総額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
株式	66百万円	66百万円
出資金	821百万円	798百万円

- ※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,284百万円	2,538百万円
危険債権額	3,887百万円	3,791百万円
三月以上延滞債権額	— 百万円	— 百万円
貸出条件緩和債権額	6,563百万円	6,416百万円
合計額	12,736百万円	12,746百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
	485百万円	389百万円

- ※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	28,887百万円	24,552百万円
貸出金	17,453百万円	16,554百万円
計	46,340百万円	41,107百万円

担保資産に対応する債務

預金	382百万円	544百万円
----	--------	--------

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
預け金	0百万円	0百万円
有価証券	4,907百万円	4,921百万円

また、その他資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
保証金	101百万円	101百万円

- ※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	44,412百万円	44,111百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	44,394百万円	44,059百万円
うち契約残存期間が1年超のもの	18百万円	52百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(中間損益計算書関係)

- ※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	347百万円	606百万円

- ※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	191百万円	219百万円
無形固定資産	36百万円	34百万円

- ※3 その他経常費用には、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	221百万円	583百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式及び出資金	888	864
関連会社株式	—	—
合計	888	864

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2025年11月10日開催の取締役会において、第125期の中間配当につき次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
普通株式	132	25.00
第1回B種優先株式	52	87.50

重要な訴訟事件等

当行がゼネリックソリューション株式会社に試験的に導入委託した同社開発のソフトウェア製品のITマネジメント業務に関し、当該ソフトウェア製品の使用許諾料請求訴訟（請求金額6,160万円）を受け、現在係争中であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月25日

株式会社宮崎太陽銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 園 龍 也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月25日

株式会社宮崎太陽銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 川 宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 園 龍 也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮崎太陽銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第125期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評

価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。